

申告書の書き方

令和6年度(令和5年分)

市民税
県民税

申告書

現住所、令和6年1月1日現在の住所、氏名、フリガナ、生年月日、世帯主の氏名、続柄、電話番号を記入してください。

分離課税に係る所得等のある方は、市民税・県民税申告書(分離課税専用)をあわせて提出して下さい。

令和5年中に支払った国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などを各欄に記入してください。ただし、ご家族の年金から天引きされているものやご家族の口座から引き落とされているものを含めることはできません。

子以外の扶養親族を有する寡婦や配偶者と死別して扶養親族がない寡婦で、令和5年中の合計所得が500万円以下の場合記入してください。該当する理由もチェックします。

ひとり親(現に婚姻をしていない者等)に該当する場合チェックを付けます。

障害者控除の対象の方は、氏名と個人番号、障害の程度を記入し、手帳または「障害者控除対象者認定書」の写しを添付してください。16歳未満で扶養控除の適用がない方や同一生計配偶者で配偶者控除の対象とならない方も、一定

あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の合計所得が48万円以下の方が、同一生計配偶者に該当します。

配偶者の令和5年中の合計所得が、133万円以下の場合、記入してください。

扶養している親や子等、16歳以上の扶養親族がいる場合、記入してください。一人を、複数の人が扶養親族とすることはできません。また、事業専従者控除との重複はできません。

16歳未満の扶養親族について、市・県民税の非課税限度額の算定等に影響がありますので、必ずご記入ください。

あなたやあなたと生計を一にする親族等のために、令和5年中に支払った医療費や医薬品購入費の合計金額を記入してください。

前年中に所得がなかった人などは裏面(16)に記載します。

生命保険金や高額療養費等で後から補てんを受けた金額をご記入ください。

あなたのマイナンバー(個人番号)を記載します。

遺族年金や障害年金の受給額は記入不要です。

シルバー人材センターの配分金、原稿料、講演料、太陽光発電による売電収入等を記入してください。少額でも申告が必要です。

生命保険の個人年金について記入してください。

収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を記入してください。必要経費等の収支内訳については、申告書の裏面にご記入

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を選択する方は、区分の口に「1」を記入します。同時に従来の医療費控除の適用を受けることはできません。

医療費控除を受ける場合には、明細書の添付が必要です。セルフメディケーション税制(地方税法附則第4条の4)を選択する場合には、「区分」の口に「1」と記入してください。

に係る所得以外(令和6年4月1日の方は給与所得以外)の所得に就く納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

※裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

Form with multiple sections: 現住所, 収入金額等, 所得金額, 所得から差し引かれる金額, 医療費控除, etc.

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

この申告書を提出した方は、事業税の申告書を提出する必要がありません。

月	日	給	勤務日数	月	収
		円			円
1					
2					
3					
4					
10					
11					
12					
賞与等					円
合計					円
法人番号又は所在地					
勤務先名					
電話番号					

源泉徴収票のない人は、毎月の収入金額(賞与・勤務先等)を記入し、収入がわかる書類(給与明細書等)を添付してください。

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

事業所得(内職含)-不動産所得(地代、家賃など)がある人は、収入・支出(必要経費等)について記入してください。収支内訳書の添付が必要です。

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円

法人から受ける株式の配当金、公募証券投資信託の分配金などの所得がある人は、収入・支出(必要経費等)について記入してください。

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

個人年金やシルバー人材センターの配当金などの所得がある人は、収入金額・必要経費等を記入してください。支払調書など収入がわかる証明書を添付してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	長期	一時	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
				円	円	円	円	円

総合譲渡(機械・自動車など資産の譲渡)や一時所得(生命保険などの満期受取金)に該当する所得がある人は、収入金額・必要経費等を記入してください。

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のニの金額を表面のヒの所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	続柄
1			
2			

事業所得がある人で、事業専従者がいる場合、記入してください。事業専従者の個人番号を記載します。

別居している扶養親族がいる場合は、氏名・個人番号・住所および国外居住者である場合は区分を記入してください。

16歳未満の扶養親族がいる場合もご記入ください。(扶養控除の対象にはなりません。市・県民税の非課税判定をする際の扶養親族数には算入されます。)

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	円
前年中の	開始・廃止
	月 日
	都道府県の事務所等

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	別居の区分
1			
2			

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	長野県共同募金会	日赤長野県支部分
条例指定分	長野県	岡谷

ふるさと納税をされた方は総額を記入してください。領収書等の添付が必要です。

扶養控除の対象にはならない23歳未満の扶養親族や特別障害者で、「所得金額調整控除」のみの対象となる扶養親族がいる場合に記入してください。

該当する箇所の□にチェックを付けて、内容を記入してください。

前年中に所得のなかった人も、非課税証明書の発行や国保税の算定資料となりますので記入してください。

16 令和5年中に所得がなかった人の記載欄(該当の□にチェックし、内容を記入してください)

- 次の者(住所 氏名)の扶養、または援助を受けていた。
- 学生だった。(学校名) 失業者で雇用保険を受けていた。(円/年)
- 高齢福祉年金、遺族年金、障害年金、傷病手当等を受けていた。(円/年)
- 貯金、その他()で生活していた。(円/年)